

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年8月21日（火）午後2時00分

場 所 津市美杉総合開発センター 1階 会議室

出席部会委員	<small>おおい</small> 25大井	<small>かずし</small> 一司	<small>かさい</small> 26笠井	<small>かつみ</small> 克己	<small>すずき</small> 27鈴木	<small>てるまさ</small> 照正	<small>たぐち</small> 28田口	<small>よしのり</small> 慶則
	<small>ほりかわ</small> 29堀川	<small>ただしげ</small> 忠重	<small>もろと</small> 30諸戸	<small>よしあき</small> 善昭	<small>たなか</small> 31田中	<small>たけつぐ</small> 竹次	<small>もりやま</small> 33守山	<small>たかゆき</small> 孝之
	<small>いけだ</small> 35池田	<small>まさし</small> 昌司	<small>もりた</small> 36森田	<small>まさたか</small> 正孝	<small>あかほり</small> 37赤堀	<small>よしお</small> 嘉夫	<small>なかがわ</small> 38中川	<small>かずお</small> 和雄
	<small>はぎの</small> 39萩野	<small>ただし</small> 忠司	<small>むかいだ</small> 40向田	<small>ただみ</small> 忠美	<small>かたおか</small> 42片岡	<small>まさいく</small> 眞郁	<small>わたなべ</small> 48渡邊	<small>てるかず</small> 晃一

以上16名

欠席部会委員 32長谷川 博

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 かさい 26笠井 かつみ 克己・もりた 36森田 まさたか 正孝

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消について
(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更届出について
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 報告第7号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
賃貸借権)
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて <別冊>

議 事 の 大 要

議長 それでは、第8回第2部農地部会を開会させていただきます。本日欠席委員は長谷川委員お一人でございますので、よろしくお願いします。

本日、議事録署名議員指名させていただきますので、26番 笠井委員、36番 森田委員、ご兩人よろしくお願いします。

それと、本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第7号につきまして事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いします。

事務局 失礼します。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 栗葉、借り人____、貸し人____、申請地 庄田町馬廻り____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 215㎡。

これにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。

2番についても、同じく利用権設定を合意解約したものでございます。

以上、件数は2件で8, 471㎡、その内容は、田でございます。

恐れ入ります。2ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者____、届出地 久居明神町北狭間____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 800㎡、取得年月日 平成23年12月21日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

番号2、地区 栗葉、届出者____、届出地 稲葉町北出垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積540㎡、外13筆で、合計6, 232. 05㎡、取得年月日は平成24年2月3日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

以上、件数は2件で、8, 032. 05㎡、内容は、田2, 844㎡、畑5, 155㎡、ほか33. 05㎡でございます。

3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者____、届出地 川方町寺丸田____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積663㎡。

これにつきましては、届出者は届出地において共同住宅の建設並びに住居者専用駐車場を整備しようとするものでございます。

市街化区域でもあり、また届出に関する要件を具備しておりますことから、届出を受理いたしましたものでございます。

報告第3号は、以上1件で、663㎡、内容は畑でございます。

次に、4ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居北口町丸田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,270㎡。

これにつきましては、譲受人 _____は、譲渡人 _____より、当該土地を譲り受け、共同住宅を建設しようとしたものですが、その後、建設資金の融資見込みが消滅したため、平成24年5月31日、津市農委指令第 _____号許可を取り消すものでございます。

報告第4号は、以上1件で、1,270㎡。その内容は畑でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居西鷹跡町 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,172㎡。

これにつきましては、譲受人 _____は、譲渡人 _____より、当該土地を譲り受け、分譲住宅地を造成しようとするものでありまして、分譲区画は8区画でございます。

報告第5号は、以上1件で、1,172㎡。内容は畑でございます。

6ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更届出について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 戸木町高川原 _____番地、台帳地目・現況地目とも畑、面積366㎡、他1筆で、合計8,901㎡。

これにつきましては、借り人は、砂利採取事業を行うため、平成21年9月から申請地において資材置き場用地として一時転用許可を受けてきたものでございますが、事業予定地の地元調整等、事業計画どおり遂行できずに今日に至ってきたものでございます。始末書の提出もありますことから、一時転用期間の延長について追認をしようとするものでございます。

報告第6号は、以上1件で、8,901㎡。内容は、畑でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 波瀬、譲受人 _____、面積778㎡、譲渡人 _____、外2名、面積 2,026㎡、申請地 一志町波瀬野口 _____番、地目 畑、面積66㎡、取得年月日 昭和51年6月10日。

これにつきましては、申請地は譲渡人3名の共有名義になっておりましたものの、実際は、昭和51年ごろから譲受人が畑として耕作を営んできたものでございます。

次、番号2と3は一括ご説明申し上げます。

番号2、地区 下之川、譲受人 _____、面積7,723.89㎡、譲渡人 _____、面積1,182㎡、申請地 美杉町下之川神山 _____番、地目 畑、面積277㎡、取得年月日 昭和49年4月1日。

番号3、地区 下之川、譲受人 _____、面積1,182㎡、譲渡人 _____、面積7,723.89㎡、申請地 美杉町下之川神山 _____番、地目 畑、面積300㎡、取得年月日 昭和49年4月1日。

この番号2と番号3の申請地は、昭和49年ごろ、それぞれの譲受人、譲渡人双方の合意のもとで土地の交換が行われ、それぞれ茶畑、野菜畑として活用が図られてきたものでございます。

以上、件数は3件で、643㎡。内容は畑でございます。

以上で、報告案件の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

大井委員 25番大井ですが、報告第6号の件について、土地の期間、延長期間ですけれども、これ、25年10月31日になっていますが、これは現地確認を地元委員でしたんですけれども、そのときに、26年とお願いしたんですけれども、その辺は、よろしいでしょうか。

事務局 すみません。議案の訂正をお願いします。26年8月31日ということをお願いします。

大井委員 26年8月31日まで延長ということでよろしいですね。

事務局 はい。26年8月31日に、議案の訂正をお願いします。

大井委員 はい、わかりました。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。

恐れ入ります。8ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人_____、面積72,816.3㎡、譲渡人_____、面積72,816.3㎡、申請地 川方町中通り_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積532㎡、外11筆で、合計5,762㎡。

これにつきましては、譲渡人の子供で、実質的な主たる耕作者である譲受人へ、申請地を生前部分贈与として譲り渡しをしようとするものでございます。

番号2、地区 波瀬、譲受人_____、面積3,332㎡、譲渡人_____、面積4,464㎡、申請地 一志町波瀬岩垣内_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積926㎡、外4筆で、合計4,416㎡。

これにつきましては、高齢により耕作が不可能なため営農を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする甥の譲受人に、譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 川口、譲受人_____、面積12,339㎡、譲渡人_____、面積9,098.52㎡、申請地 白山町川口上野_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積482㎡、外5筆で、合計7,331.52㎡。

これにつきましては、_____のため、農業経営規模を拡大しようとする譲

受人に、譲り渡しをしようとするものでございます。

番号4、地区 上多気、譲受人_____、面積4, 121㎡、譲渡人_____
面積1, 689㎡、申請地 美杉町上多気町屋_____番、台帳地目・現況地目
とも畑、面積280㎡。

これにつきましては、遠方により耕作が不可能なため営農を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、合計件数は4件で、合計17, 789. 52㎡、その内訳は、田
16, 141. 52㎡、畑1, 648㎡でございます。

以上、第1号議案のいずれの案件におきましても、農業をまじめに行い、また、農機具等も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

田口委員 28番田口です。
ただいま事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番お願いします。

田中委員 31番田中です。先般、8月10日の日に、9時30分から、私ども委員、守山委員と私と、それから事務局2名で現地を確認いたしました。
場所につきましては、_____の近くで、_____から200mほど波瀬よりのところの田んぼでございました。現地も見まして、農業経営の拡大に取り組んでもらっておるといふふうなことで、確認をしてまいりましたので、よろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3番お願いします。

池田委員 35番池田です。17日の日に支所の職員と委員3名で現地確認をいたしました。場所的には、広瀬橋から中学校のほうへ走ってもらいますと、_____が
ございますけれども、その大体真ん中ごろのところのところに杉ヶ瀬と、それから、
_____という上野地区のところに_____がありますけれども、その前のあたりの現場でございます。事務局から説明のあったとおりでございますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。4番お願いします。

向田委員 40番向田です。ちょっと先にお断りしたいのですがけれども、私、ずっとここよく当たるんですけれども、本来なら目標物、または近くのその有名なものを目当てに皆さんにわかってもらうように説明するのが本来の説明なのでございましたけれども、ご承知のように美杉町何もございませんもので、ひとつそ

の辺のほうはよろしくご了解のほうお願いしたいと思います。

8月10日、確認させていただきました。事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。いかがでしょう。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号について許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者_____、申請地 戸木町狐塚_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積193㎡。

これにつきましては、申請者は申請地を農家住宅用地として、農家住宅を建設しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断をされるものでございます。

番号2、地区 八ツ山、申請者_____、申請地 白山町古市芹見_____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,024㎡。

これにつきましては、申請者が、平成7年ごろから、農地法手続を行わず申請地に杉、檜を植林してきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 丹生俣、申請者 _____、申請地 美杉町丹生俣北垣内 _____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積462㎡、外3筆で合計1,799㎡。

これにつきましては、申請地は昭和35年以前には茶畑として利用していましたが、周囲が山林化をされたことに伴い、同年ごろから、農地法手続を行わずに申請地に杉の植林をしてきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号4、地区 下之川、申請者_____、申請地 美杉町下之川片井張 _____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積239㎡、外1筆で合計699㎡。

これにつきましても、申請地は昭和40年以降において周囲が山林化されたことに伴いまして、農地法手続を行わずに申請地に杉の植林をしてしまっ

たものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で3, 715㎡、その内訳は、田1, 723㎡、畑1, 992㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

大井委員 25番大井です。8月10日に現地確認に行ってみりました。戸木町狐塚というのは、場所は国道165号線沿いに_____と_____がありますが、その北側に風早池という大きな池があるんですけども、その東側が戸木町の狐塚という地区になります。今回、この_____の農地の農家住宅ということで、お家のちょうど南側に続く畑のところを現地確認しました。隣地の同意書、それから雨水や生活排水は、風早土地改良区の水路へ放出するんですけども、土地改良区の同意書もいただいております、特に問題ないものと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

池田委員 35番池田です。去る17日の日に、本庁の事務局3名、それから会長始め総合支所2名、委員3名で立ち会わせていただきました。場所的には、国道165号線から川口のほうへ行く道がございまして、その古市の手前、古市とっておりますけれども、_____と_____がありまして、_____のちょうど隣ということで、現場を見ていただきました。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくご審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。3番お願いします。

向田委員 40番向田です。一応、3番、4番、続けさせてもらいます。よろしく願いいたします

議長 はい、よろしくをお願いします。

向田委員 3番につきましては、8月17日、部会長以下6名で確認させていただきました。事務局の説明のとおりでございます。

4番につきましても、事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうでしょう。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました

議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 恐れ入ります、11ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 庄田町馬廻り_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡。

これにつきましては、道路改良工事により譲受人の自宅及び大工で建築業を営む事務所の所在地が道路用土地買収の対象となりましたことから、その代替地として隣接する譲渡人の所有する申請地を譲り受けしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 久居一色町鴻野_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 37㎡、外1筆で、合計88㎡。

これにつきましては、申請地に近接して造園業を営む譲受人が、譲渡人より申請地を譲り受けまして、従業員用の駐車場用地3台として整備・確保しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、譲受人_____、使用借人_____、譲渡人_____外1名、申請地 一志町大仰六反_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡、外2筆で、合計523㎡。

これにつきましても、申請地に近接して製材業を営む譲受人が、譲渡人より申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地及び資材置き場として活用しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町八太笠井田_____番、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積1.72㎡、他4筆で、合計608.72㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受けまして、分譲住宅4棟を建設しようとするもので、申請許可前に水道管敷設等の事前着工があったとして、前回、先月の当部会におきまして議論がなされまして、保留案件となった議案でございます。

その後、野田会長、諸戸第2部会長、地元守山委員において、保留となった当該議案の取り扱いについて協議がなされ、結果、水道管敷設工事等の事前着工にかかわっては詫び状の提出を、また、次回、今回のことですが、農地部会までには確実な現地の保存を確約させることを条件として、次回部会に再付託し、再協議をすることとされました。

本日、その両事項の履行が確認されまして、現地保存がされ、また詫び状の提出がありました。

改めて当部会におきまして本日議案として提出し、ご協議いただくとする

ものでございます。農地区分は、第2種農地と判断をされております。

なお、申しわけございません。本議会の審議にかかわりましては、私ども事務局といたしましても、申請現場の情報不足等の不手際もございました。

今後は、申請現場等の事前確認等の徹底をしてまいりたいと考えております。

次、番号5、地区 川口、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 白山町川口杉ヶ瀬_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積188㎡。

これにつきましては、居宅が手狭となり家財収納のため物置を設置しようとする譲受人が、債務負担の整理のため申請地を手放そうとする譲渡人から、申請地を譲り受けようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区下之川、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 美杉町下之川椿原_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積563㎡。

これにつきましては、譲受人は、平成7年ごろ、製材業の作業場の敷地が公共事業の用地となったため、農地法の手続を行わず、申請地に新たに作業所を新設してしまったものでございます。始末書の提出がございますので、追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で2,469.72㎡、その内訳は田1,150㎡、畑711㎡、他608.72㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当していないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

鈴木委員 27番鈴木です。1番と2番を説明させていただきます。

1番につきましては、国道165号線、_____がありますけれども、そこから、南へ1kmぐらいずっと南へ、県道一志線を南へ行ったところでございます。場所を確認させてもらいましたけれども、問題はないと思いますし、また詳細については事務局のとおりでございますので、よろしくご審議をお願いします。

2番ですけれども、2番は農免道路、_____があるんですけれども、_____の北側2kmぐらいのところの_____がございますけれども、その東側にある、ちょうど一色町の飛び地になったところでございます。これも排水同意書や隣地同意書ももらっていただき、何ら問題がないと思いますし、また詳細については事務局のとおりでございますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 3番お願いします。

田中委員 31番、田中です。この案件につきましても、同じ8月10日の日に、委員と事務局で確認をしています。

場所につきましては、大仰寄りの山沿いのところにある場所です。内容につきましては、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番お願いします。

守山委員	4番、これはちょっと、最後に審議し、採決とって欲しい。
議 長	はい。それでしたら飛ばして、5番お願いします。
池田委員	35番池田です。先ほど申しましたように、この案件につきましては、17日の日に総合支所の職員2名、地元委員3名で立ち会いをいたしました。杉ヶ瀬地区に行くところのちょうど真ん中のところの家の建っておる間にある畑でございます。事務局の説明のとおりですので、審議をよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。6番お願いします。
向田委員	40番向田です。8月10日、事務局と確認させていただきました。説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。
議 長	それでは、4番だけ抜かさせていただいて。説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、4番だけ抜かさせていただいて、あと、異議ありませんか、皆さん。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、議案第3号、4番だけ抜かさせていただいて許可したいと思えます。よろしくお願いします。
守山委員	それでは、はい。
議 長	4番、お願いします。
守山委員	33番守山です。これ、事務局からの説明がありましたとおり、前回、7月18日に審議していただいて、保留ということでもあります。そこで_____が、4月23日に、5条申請にて資材置き場という目的で委員会にて許可をしたと。でありながら、もう5月にはその4つの区画を分譲住宅としてもう既に販売を始めたと。新聞広告に折り込みを入れたということでもあります。それで、7月18日の委員会でも審議してもらったとおり、もうそのときには下水道、水道工事が完了しておったと。そこで、問題なのは、連絡も遅れたかわからんけれども、もうその1つの区画、分譲区画は、もう基礎工事ができ上がっておる。いつでも家を建てられる。それで、1カ月間の延期をする_____に対してのペナルティーを、_____は受けておる。にもかかわらず、一番悪い_____は、何もないやないかと。罰則は何も受けていない。それで、いろいろ県の農業会議のほうに、もう取り消したのがペナルティーやということを知りました。しかし、そんな取り消したなら、現状に戻るのが筋や。少なくとも現状の田じゃなくしても、資材置き場として、今現在出来ているその住宅の基礎工事、基礎、その部分は一回撤去せいと、私は思うわけではありますが、それはもう、非常にそれは無理やと。した

がって、少なくとも津市農業委員会は、今後1年間、_____の名前で申請が出た場合は受け付けないというぐらいのペナルティーを、罰則を科してほしいと、私は思うわけですが、それはあくまでも皆さんに審議をお願いします。

議長 私、思うんですけど、もうこれ絶対ペナルティーが必要やね、絶対必要です。

守山委員 これを通すからには、_____に1年間の受け付けはしませんよと、それが条件ですよということで、この案件は通すというのであれば、話通るけども。

会長 まあ、そうやわな。

守山委員 うん。それで、今日の結果は、ペナルティーを_____に1年すると。それを条件で、許可を認める。

議長 よろしい、皆さん。それで、いいですか。

会長 それでええやろう。

議長 よろしいか、じゃ。今、守山委員の提案を条件に、議案4番を承認ということでよろしいか。許可するというので。皆さん、どうです。よろしい。ちょっと採決してください。

よろしいか。賛成の方、手を挙げてください。

部会委員 <挙手多数>

議長 そのようにさせていただきます。
それでは、議案4番は、_____にペナルティー1年をかけたいと思います。それを承諾した場合にこれを通すということで、よろしいですね。よろしくをお願いします。

次、議案にいきます。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借件）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 失礼します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借件）でございます。

番号1、地区 下之川、借り人_____、貸し人_____、申請地 美杉町下之川上ヶ山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積208㎡の内75㎡。

これにつきましては、道路改良事業に伴い、借り人は貸し人より申請地を借り受け、現場事務所、資材置き場として一時転用をしようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で75㎡、その内訳は畑でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、1番。

向田委員 40番向田です。8月10日、事務局と確認させていただきました。ごみ処分場に伴う道路の建設の事務所に借りた事務所でございますので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 失礼します。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 八ツ山、願出者 _____、申請地 白山町古市芹見_____
台帳地目 田、現況地目 山林、面積294㎡、外1筆で合計1,603㎡。
これにつきましては、申請地は願出者の亡き両親が、昭和50年3月ごろに檜を植林し、以後植林として管理してきたものでございます。始末書の提出もあり、また、申請添付写真からは申請地の檜は樹齢30年以上であることが確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、植林等を行うことで、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しているものと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。

池田委員 35番、池田です。2号議案のところの2番であった場所のところでございます。場所は、既に説明させていただいたのと、立ち会いもさせていただきました。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、皆さん方のご意見をお伺いしたい

と思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を証明いたします。
続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

表紙1枚をめくっていただいた集計表をごらんいただきたいと思います。右下の合計欄に掲げてありますように、今月は総合計で16件25,910㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借と使用貸借でございます。地区別の状況を一番下の合計欄でご説明いたしますが、今回は白山地区の集積はございませんでした。

久居地区は6件で16,379㎡、その内訳は田 11,290㎡、畑 5,089㎡でございます。

一志地区は8件で7,135㎡、その内訳は田 7,036㎡、畑 99㎡でございます。

美杉地区は2件で2,396㎡、その内訳は畑でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて18,326㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて7,584㎡で、総合計16件で25,910㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は5件で、10,236㎡となっており、その件数内訳は、久居地区が1件、一志地区が4件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。

議 長 これをもちまして、第8回 第2農地部会を閉会します。

午後3時30分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年8月21日

議 長

出席委員

出席委員